

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

## ちょっと待った!! そのネット注文「定期購入」ではないですか?

通信販売での「定期購入」に関する相談が、引き続き多く寄せられています。ご注意ください。



### 【事例】

化粧品や健康食品などの「お試し」「初回限定●●%オフ」というWEB広告を見て、「試してみよう」「初回注文だけ」という軽い気持ちで注文しただけなのに、定期購入になっていた。

### 【トラブル防止のポイント】

▼インターネット通販では、最終確認画面に契約に関する重要な情報が集約されています。注文確定を押してしまう前に、注文内容をよく確認しましょう

▼証拠として、最終確認画面を画像で保存（スクリーンショット）しておきましょう

▼困ったときは一人で悩まずに、消費生活センターへご相談ください

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く  
9:00～16:00（受付は15:30まで）

## 司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝12月1日⑧13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

## 消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。